ニ　圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、ロに掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号　R）

(イ)　圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器（記号　ＶＨ１）

(ロ)　ライナーの最小破裂圧力が最高充塡圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（記号　ＶＨ２）

(ハ)　ライナーの最小破裂圧力が最高充塡圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（記号　ＶＨ３）

(ニ)　プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号　ＶＨ４）

ホ　第一項第四号の二の二から第四号の二の五までに掲げる事項

ヘ　圧縮水素運送自動車用容器にあつては、ロに掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素運送自動車用容器の区分

(イ)　ライナーの最小破裂圧力が最高充塡圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号　ＴＨ２）

(ロ)　ライナーの最小破裂圧力が最高充塡圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号　ＴＨ３）

(ハ)　プラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号　ＴＨ４）

ト　第五号及び第六号に掲げる事項

チ～ヌ　［略］

五　［略］

六　前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器　票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号イからトまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式

七　［略］

4　［略］

（表示の方式）

第十条　法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者（容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において当該容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

一・二　［略］

三　容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を明示するものとする。ただし、次に掲げる容器にあつてはこの限りでない。

［削る］

［新設］

ハ～ホ　［略］

［新設］

［新設］

五　［略］

六　前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器　票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号イからホまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式

七　［略］

4　［略］

（表示の方式）

第十条　法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

一・二　［略］

三　容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を告示で定めるところに従つて明示するものとする。ただし、次のイからハまでに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ　液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者と容器の所有者が同一であるもの